第1、２、３、４、５、７、１４．１６の項目について

栄養教諭については、義務標準法による定数を基礎として、本府の定数状況を勘案の上、配置しています。

　文部科学省では、平成30年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、3,800人の定数改善を計上され、共同調理場における栄養教諭等の配置充実として、配置基準の引き下げが盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

　今後とも、栄養教諭等定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

第６、１１の項目について

　妊娠時の職務の軽減措置を図ることは、現状では困難。

　育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置していく。

　栄養教職員の代替の確保については、今後とも引き続き、市町村教育委員会と連携していく。

第２、３、４、５、７の項目について

栄養教諭の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に対し要望をしてきたところ。今後も引き続き、要望してまいりたい。

　栄養教諭の加配措置については、限られた人数ではありますが、加配措置の必要性や地域バランス等を総合的に勘案し、加配配置校を決めているところ。

　加配を希望する市町村に対しては、ヒアリングを実施し、各市町村の実情等をお聞きしているところ。

　加配措置を行った学校に対しては、学校訪問を行い、その際にも校内体制の整備や、市町村のサポート体制等について、必要に応じ指導・助言を行っています。

　また、府教育庁が開催している「学校給食・食育研究協議会」などの場で日頃から栄養教諭の方々が苦慮されている食育の推進や衛生管理について講演や研究協議を行っています。

　なお、中学校給食の運営については、学校給食の実施主体である市町村が、最もふさわしい実施方法を決定したものであり、その内容については尊重すべきものと考えています。

第8の項目について

栄養教諭の代替者は、栄養士である学校栄養職員を臨時技師として任用しているところ。

給与条例において、栄養士の給料表は医療職給料表（二）と定められており、ご要求に応じることは困難。

第9の項目について

昨年度、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」を作成し、各市町村教育委員会に配布し、各学校で活用するよう依頼したところ。

　アレルギー対応は校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、主管課長会議や学校給食衛生管理・食育研究協議会などの機会を通じてガイドラインの周知を行っています。

　また、今年度、教職員を対象とした日本学校保健会主催のアレルギー講習会を開催したところ。

　今後もさまざまな機会をとらえ、ガイドラインの周知等を行っていく。

第10の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、給食センター（共同調理場）を含め、学校現場における教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しています。

　評価者の「評価」に対する理解を深め、評価・育成能力の向上を図るため、評価・育成者研修を実施しており、演習事例を取り入れるなど、実践的な研修も行っています。

　評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

第12の項目について

大阪府教育センターでは、栄養教職員を対象とした 「新規採用栄養教諭研修」、「栄養教諭10年経験者研修」、「栄養教諭・学校栄養職員研修」を実施しています。

また、「学校における食育研修」を実施し、栄養教職員も対象としています。

　　栄養教職員の専門性の向上のため、さらなる内容の充実に努めてまいりたい。

第13の項目について

ご要望のございました、栄養教諭向け教員免許更新講習の開設情報については、可能な限り早期に把握をしたうえで情報提供をします。

　なお、文部科学省のホームページには「更新講習開設情報」が掲載されています。文部科学省では大学などからの更新講習の認定申請を受けて、認定を行った　ものから順次ホームページに掲載しますので、このホームページの情報が最新のものとなります。

　　平成３０年度に開設される更新講習については、第１回の認定を受けた講習が平成３０年１月中旬に公表される見込みであり、以降、毎月中旬に、新たに認定を受けた講習についての情報が更新されることとなっていますので、ご確認ください。

　　今後とも、情報収集に努めるとともに、的確な情報提供を行っていきます。

第14の項目について

指導栄養教諭について、今年度「大阪府指導栄養教諭連絡会」を新たに開催し、意見交換を行ったところ。

　今後も指導栄養教諭が課題と考えている後進の育成などについて意見交換や協議を行っていく予定。

第15の項目について

栄養職員等の短時間再任用職員（週19H30M勤務）の勤務時間の割り振りにつきましては、原則、次のとおりとしています。

① 週3日勤務（7:45×2日、4:00×1日）

② 4日勤務（7:45×1日、4H×2日、3:45×1日）

③ 5日勤務（4H×3日、3:45×2日）

なお、再任用短時間勤務者の要勤務日以外に代替者等を措置することは、現状では困難。

第16の項目について

　　　新規採用栄養教諭に対する研修については、「校内研修年間指導計画モデル（指導内容例）」において、研修指導員による校内研修を１日４時間程度、年間４日間実施するモデル例をお示ししているところ。

　なお、研修指導員については、新規採用栄養教諭を有する市町村教育委員　会に対し、原則として管内の経験豊富な栄養教諭をご推薦いただき、結締しているところ。